

資料編

- 1 策定経緯
- 2 用語集
- 3 将来人口フレーム
- 4 その他分析結果
- 5 都市構造分析の指標
- 6 都市計画マスタープランの全体構想方針図
- 7 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



1 策定経緯

■令和3年度

令和3年10月	まちづくり市民アンケート調査
令和4年 2月	「第2回江別市都市計画審議会」開催：改定方針案、諮問書の提出 議会報告：改定方針案

■令和4年度

令和4年 5月	「第1回江別市都市計画審議会」開催：江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置要綱策定
7月	「第2回江別市都市計画審議会」開催：江別市都市計画マスタープラン等小委員会設置 「第1回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
11月	「第2回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
12月	「第3回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
令和5年 2月	「第4回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催

■令和5年度

令和5年 5月	「第1回江別市都市計画審議会」開催：中間報告
6月	「第5回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
7月	「第6回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
8月	「第2回江別市都市計画審議会」開催：中間報告 地域別意見交換会の開催
10月	「第7回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催
11月	「第3回江別市都市計画審議会」開催：計画素案 議会報告：計画素案、パブリックコメントの実施 パブリックコメントの実施
令和6年 1月	「第8回江別市都市計画マスタープラン等小委員会」開催 「第4回江別市都市計画審議会」開催：計画案
2月	答申書の手交 議会報告：計画案
3月	市長決裁：計画の決定



■江別市都市計画審議会委員名簿（50音順）

（令和6年3月現在）

	氏 名	所 属 等	任 期	備 考
1	荒井 三治	市民公募委員	R4年6月～R6年6月	
2	飯嶋 美知子	北海道情報大学	R4年6月～R6年6月	
3	石橋 達勇	北海学園大学	R4年6月～R6年6月	
4	今林 隆一郎	江別市自治会連絡協議会	R5年8月～R6年6月	
5	大石 珠希	札幌開発建設部江別河川事務所	R4年6月～R5年3月	
6	奥野 妙子	江別市議会	R5年5月～R6年6月	
7	小篠 隆生	北海道大学大学院	R4年6月～R6年6月	会長代理
8	落合 英機	江別市自治会連絡協議会	R4年6月～R5年6月	
9	柏原 克子	市民公募委員	R4年6月～R6年6月	
10	鎌田 直子	江別市女性団体協議会	R4年6月～R6年6月	
11	小糸 健太郎	酪農学園大学	R4年6月～R6年6月	
12	齊藤 佐知子	江別市議会	R4年6月～R5年4月	
13	佐々木 聖子	江別市議会	R4年6月～R5年4月	
14	佐々木 博明	北海学園大学	R4年6月～R6年6月	会長
15	佐藤 和人	江別市農業委員会	R4年6月～R6年6月	
16	鈴木 誠	江別市議会	R4年6月～R6年6月	
17	高橋 典子	江別市議会	R4年6月～R6年6月	
18	角田 一	江別市議会	R4年6月～R5年3月	
19	中野 稔之	江別警察署	R4年6月～R6年6月	
20	芳賀 理己	江別市議会	R5年5月～R6年6月	
21	正国 之弘	札幌開発建設部江別河川事務所	R5年4月～R6年6月	
22	町村 均	江別商工会議所	R4年6月～R6年6月	
23	三好 元	札幌学院大学	R4年6月～R6年6月	
24	山下 光弘	空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	R4年6月～R6年6月	
25	吉田 美幸	江別市議会	R5年5月～R6年6月	

第1章

はじめに

第2章

江別市の
現状と課題

第3章

基本的な
方針

第4章

防災指針

第5章

居住
誘導区域の
設定

第6章

都市機能
誘導区域の
設定

第7章

誘導施設
の設定

第8章

誘導施策

第9章

届出制度

第10章

目標値と
計画の評価

資料編



■江別市都市計画マスタープラン等小委員会委員名簿（５０音順）

（令和６年３月現在）

	氏 名	所 属 等	任 期	備 考
1	石橋 達勇	北海学園大学	R４年６月～R６年３月	副委員長
2	今林 隆一郎	江別市自治会連絡協議会	R５年８月～R６年３月	
3	奥野 妙子	江別市議会	R５年５月～R６年３月	
4	小篠 隆生	北海道大学大学院	R４年６月～R６年３月	委員長
5	落合 英機	江別市自治会連絡協議会	R４年６月～R５年６月	
6	佐藤 和人	江別市農業委員会	R４年６月～R６年３月	
7	鈴木 誠	江別市議会	R４年６月～R６年３月	
8	角田 一	江別市議会	R４年６月～R５年３月	
9	町村 均	江別商工会議所	R４年６月～R６年３月	
10	三好 元	札幌学院大学	R４年６月～R６年３月	

第１章
はじめに第２章
江別市の
現状と課題第３章
基本的な
方針第４章
防災指針第５章
居住
誘導区域の
設定第６章
都市機能
誘導区域の
設定第７章
誘導施設
の設定第８章
誘導施策第９章
届出制度第１０章
目標値と
計画の評価

資料編



2 用語集

ア

アンダーパス

交差する鉄道や道路などの下を通過する道路。周辺の地面よりも低くなっているため、大雨時など冠水の危険性が高い。

えべつの未来づくりミーティング

第7次江別市総合計画の策定過程における市民参加の取組の一つ。少人数で構成するカテゴリー別のグループを複数設定して、江別市の未来について語り合う取組。

SDGs（エスディージーズ）

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成されている。

カ

家屋倒壊等氾濫想定区域

河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域（氾濫流）。洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域（河岸侵食）。

急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度30度以上、高さ5m以上の斜面で、がけ崩れが発生した場合に人家などへの被害のおそれがある箇所。現在は当該箇所に代わり、「土砂災害防止法」に基づく「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」の指定を進めている。

緊急輸送道路

災害直後から、避難、救助、物資輸送等の活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。

交通結節点

バス、鉄道、タクシー、自動車、自転車など様々な交通手段が接続する乗り換え拠点。

国勢調査

5年ごとに総務省統計局が実施している全国民を対象とした人口や住宅に関する調査。

第1章

はじめに

第2章

江別市の
現状と課題

第3章

基本的な
方針

第4章

防災指針

第5章

居住
誘導区域の
設定

第6章

都市機能
誘導区域の
設定

第7章

誘導施設
の設定

第8章

誘導策

第9章

届出制度

第10章

目標値と
計画の評価

資料編



コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりの考え方。

サ

新型コロナウイルス感染症

令和元年 12 月に中国武漢市で発生した原因不明のウイルス性肺炎。日本国内では、令和 2 年 1 月に初めて感染が確認された。感染すると、発熱・喉の痛み・鼻水・咳・全身のだるさなどの症状が現れる。高齢者や基礎疾患のある人は、重症化リスクが高くなる。

生活利便施設

住まいの周辺にある生活に欠かせない様々な施設。スーパーやコンビニエンスストア等の買い物施設をはじめ、銀行や郵便局等の金融施設、病院や診療所といった医療機関などのこと。

先端技術系産業

バイオテクノロジーや情報技術などの新しい分野の産業。

想定最大規模

想定し得る最大の降雨規模、1000 年に 1 回程度を想定。(1000 年毎に 1 回発生する周期的な降雨ではなく、1 年の間に発生する確率が 1/1000(0.1%)以下の降雨)

ソフト対策

施設的な整備を伴わず情報の活用やシステムの運用面等で取り組む対策のこと。(⇔ハード対策)

タ

大規模盛土造成地

面積 3,000 m²以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5 m 以上の腹付け盛土がされた造成地。

第7次江別市総合計画～えべつ未来づくりビジョン～

江別市のまちづくりの基本的な指針となる最上位計画。令和 6 年から 10 年間の計画。



特定空家等

以下の4つの状態にある空家等のこと。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域は、土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害のおそれがある区域」。土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがある区域のこと。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域の中でも、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制等が行われる土地の区域のこと。

ハ

ハード対策

建物やインフラ設備などモノによる物理的な対策のこと。(⇔ソフト対策)

避難行動要支援者避難支援制度

避難行動要支援者名簿を避難行動要支援者の同意を得て地域の支援団体に提供し、その情報をもとに地域の支え合いで災害時の被害を減らそうとする制度。

1/100～1/150 規模の雨量

100年から150年の間に1回発生する確率の降雨量。

ヤ

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、その他防災上の配慮を必要とする人が主に利用する施設。

ラ

リノベーション

中古の住宅や店舗等に対して、機能・価値の再生のための改修を行い、既存のものよりも価値を高めること。



3 将来人口フレーム

将来の都市構造やまちづくりを考える上で重要な将来人口は、国が示す指針において、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の値を基本とすることとされています。しかしながら、本計画では、今後の社会情勢の変動等に対応していくため、より厳しい環境を想定し、第7次江別市総合計画の独自推計結果を用いています。

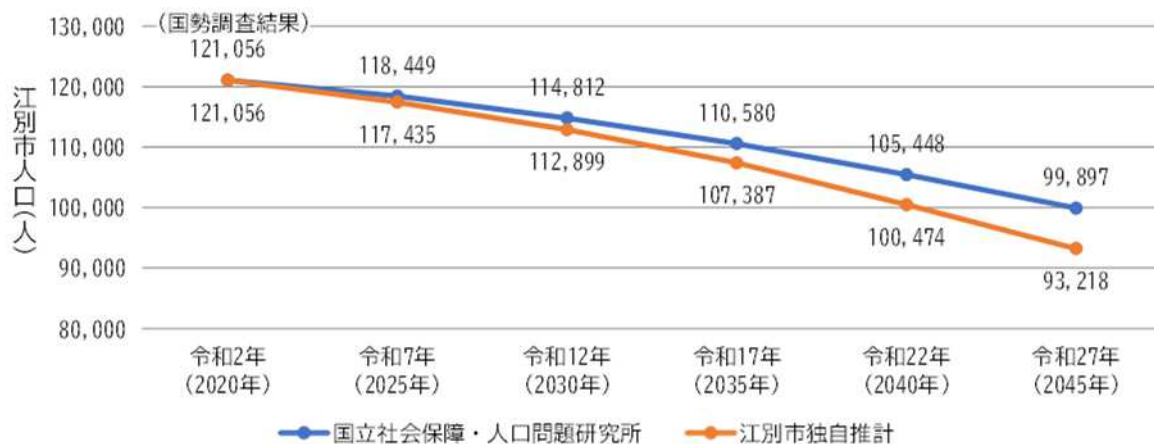


図 将来人口推計結果の比較

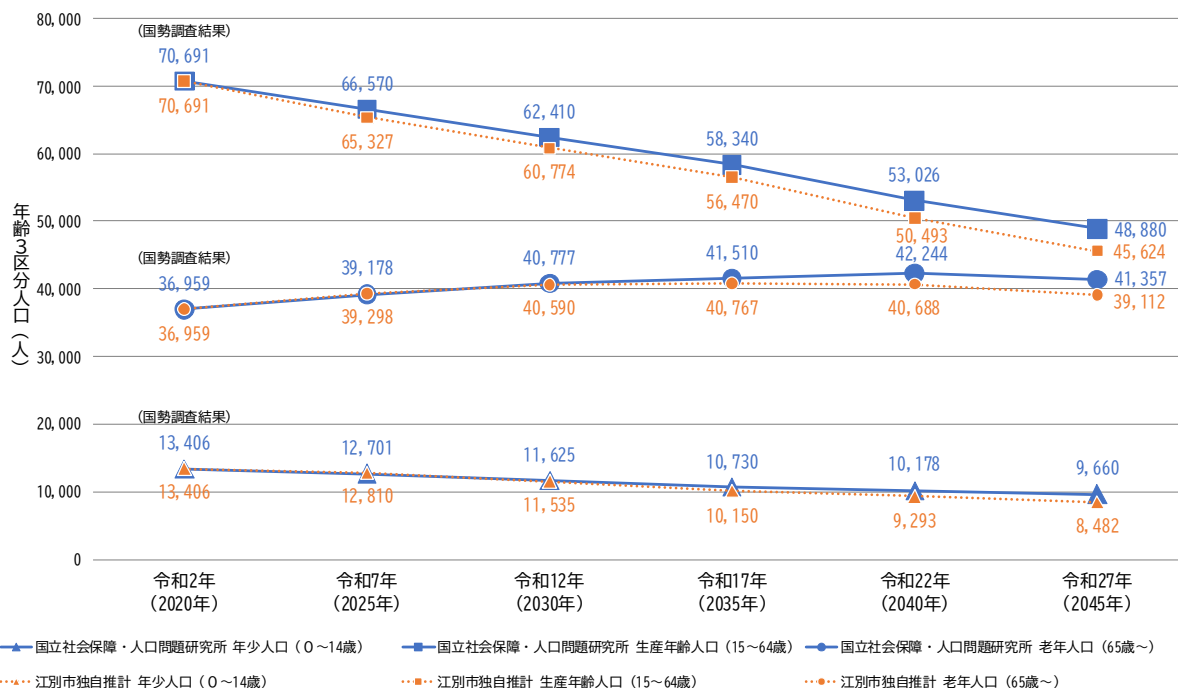


図 将来人口推計結果の比較（年齢3区分）

出典：令和2年国勢調査、江別市将来人口推計（令和7年以降）、国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口



1 推計法と基準人口

本推計は、令和6（2024）年度を始期とする「第7次江別市総合計画」を策定するにあたり、将来人口（総人口や年齢別人口構成等）を見通すために、コーホート変化率法を用いて人口推計を行うものです。

コーホートとは、ある年（期間）に生まれた人口集団を意味します。本推計では、男女別・年齢5歳階級別の人口集団を1つのコーホートとして、男女別の〔0～4歳〕から〔90歳以上〕までの合計38のコーホートごとに推計を行いました。（各コーホートの推計値の合計が、総人口の推計値になります。）

変化率法とは、コーホートごとに過去の人口増減実績から変化率を算出し、その人口増減状況がその後も継続するものと仮定して将来を推計するものです。

推計に用いたデータは総務省が公表した国勢調査結果で、基準人口（直近の人口実績）は令和2（2020）年の10月1日です。

2 変化率の設定について

男女別・年齢5歳階級別の各コーホートは、5年ごとに年齢階級が1つ上の階級に移行します。その間の人口増減率が変化率で、コーホートごとに、5年間の転入・転出数、死亡数によって決定されます。（〔0～4歳〕の推計方法は別途記載。）

江別市の人口は、少子高齢化などにより平成17（2005）年をピークに減少に転じましたが、近年の大規模な宅地造成などにより、令和2（2020）年の国勢調査ではわずかに増加しました。しかしながら、現時点においては、当面、このような大規模宅地造成の見込みがないため、近年の一時的で大幅な人口増加が将来人口推計に及ぼす影響を緩和させる必要があることから、今回の人口推計においては、過去3回の変化率の平均値（3回平均変化率）を使用しました。（直近15年間の変化状況が反映されることになります。）

■ 3回平均変化率の算出方法（男性・〔35～39歳〕の変化率算出例）

【男性】	国勢調査実績値			
	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
〔30～34歳〕				
〔35～39歳〕				

※上記の場合、男性〔30～34歳〕が5年後に男性〔35～39歳〕に移行する歳の3回平均変化率を、〔変化率①+変化率②+変化率③〕÷3 で算出します。

なお、国勢調査結果には年齢不詳の人口が存在するため、変化率の算出にあたり、年齢不詳人口は、男女別・年齢5歳階級別の各コーホートの人口に応じて按分（振り分け加算）しました。

出典：江別市将来人口推計（令和4年5月）



3 男女別・年齢5歳階級別人口の推計方法

(1) [5～9歳] から [85～89歳] の推計方法

[5～9歳] から [85～89歳] までの各コーホートの推計人口は、年齢階級が1つ下の [0～4歳] から [80～84歳] の各コーホートにそれぞれの変化率（3回平均変化率）を乗じて算出します。

■ [5～9歳] から [85～89歳] の推計方法（例）

【男性】	実績値	推計値				
	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	
[30～34 歳]	●●人					
[35～39 歳]		▲▲人				

令和7（2025）年の男性 [35～39歳] の推計値（▲▲人）＝

令和2（2020）年の男性 [30～34歳]（●●人）× 男性 [35～39歳] の変化率
で推計します。令和12（2030）年以降も、同様の方法により推計します。

(2) [90歳以上] の推計方法

最高年齢階級である [90歳以上] の推計については、5年前の [85～89歳] と [90歳以上] が、5年後に [90歳以上] に移行するものとして変化率を算出し、将来人口を推計します。

(3) [0～4歳] の推計方法

[0～4歳] は、5年前には存在しないため、15歳から49歳の女性人口に比例して存在するものと仮定して、男女別に出現率（3回平均）を算出して将来人口を推計します。

なお、本推計は、合計38のコーホートごとに推計を行うもので、総人口や年齢3区分別人口などは、それぞれ該当するコーホートの推計値を合算したものです。合算値相互の不整合（四捨五入による誤差）が生じないよう、本推計では、各コーホートの推計値を算出した段階で、小数点第一位を四捨五入して整数値化しています。

出典：江別市将来人口推計（令和4年5月）



4 その他分析結果

1) 令和 27 年（2045 年）の将来人口

令和 27 年（2045 年）には、野幌代々木町や元江別、東光町、朝日町、あけぼの町、大麻東町、大麻高町などで人口密度 40 人/ha 未満になると予測されています。

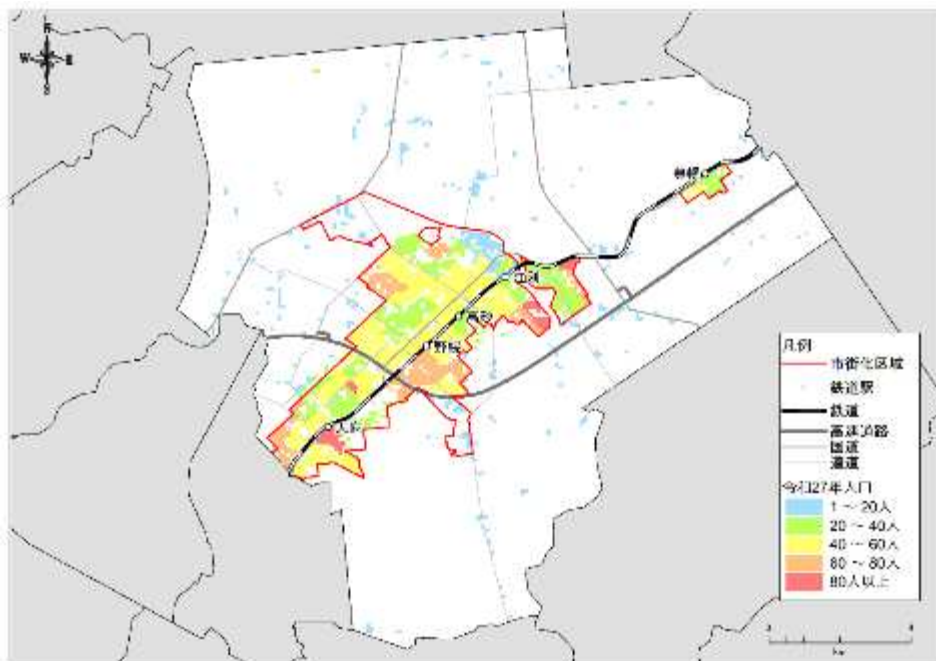


図 令和 27 年の人口密度

出典：江別市推計

2) 従業者・通学者の居住地

市内に居住し、市内で従業する人の割合は、平成 22 年（2010 年）以降増加しています。

市内に居住する通学者は平成 12 年（2000 年）以降減少しています。市内に居住し、市外の学校へ通学する人の割合は年々増加傾向にあります。

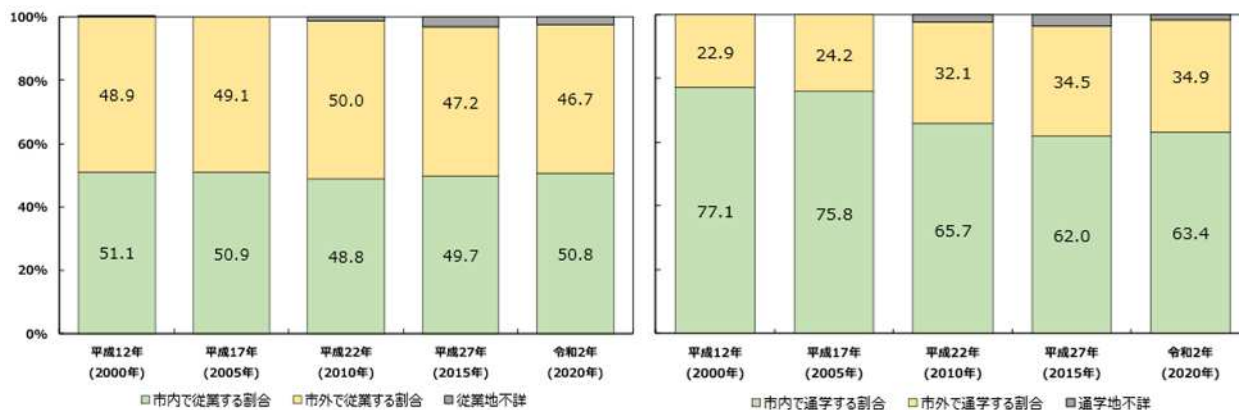


図 市内常住者の市内外従業率（左）及び市内外通学率（右）

出典：国勢調査



3) 従業者・通学者の流動

本市に居住している人のうち、市外で従業する人の従業地は、札幌市が最も多く、36.5%を占めています。次いで、北広島市や岩見沢市が多くなっています。また、市内で従業する人のうち、市外から通勤する人の居住地も札幌市が最も多く、20.0%を占めています。

市民のうち、市内で従業する人は市外で従事する人と比較して、製造業、医療・福祉分野の従事者が多い状況です。一方、市外で従事する人は建設業、運輸・情報通信業が比較的高い割合となっています。

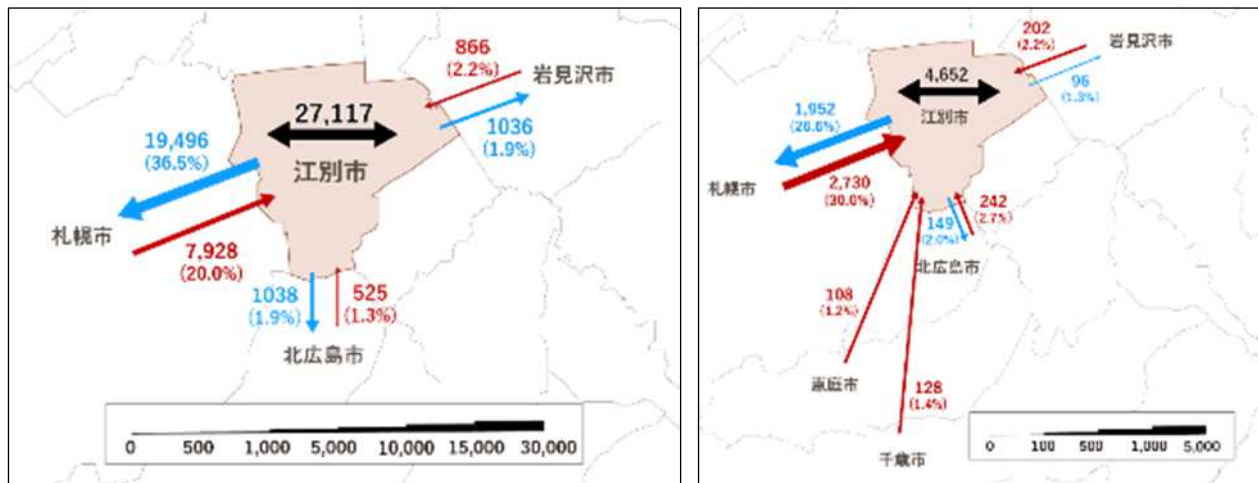


図 従業者（左）及び通学者（右）の流動状況

出典：令和2年国勢調査

4) 用途地域の指定状況（他都市との比較）

札幌圏の他都市と比較すると、本市は住宅地の割合が最も高くなっています。

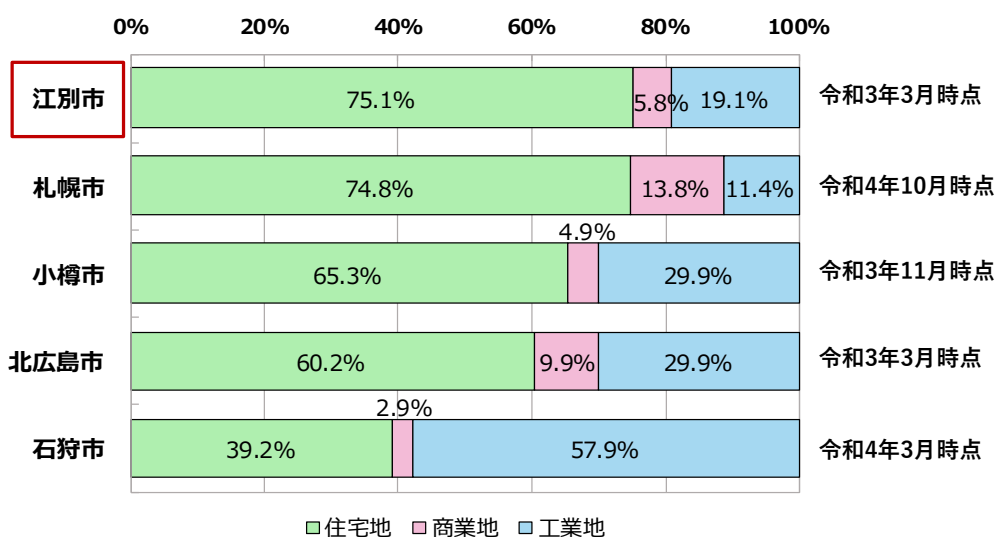


図 江別市と札幌圏他都市の用途地域構成比率比較

出典：江別の都市計画2022、札幌市HP、小樽市HP、北広島市HP、石狩市の都市計画（令和4年4月）



③ 浸水深さ（中頻度 1/50）

中頻度（50年に1回の確率）の降雨では、市内の広い範囲で浸水が想定されます。豊幌地区および江別地区の市街化区域内では3m未満の浸水が想定されています。

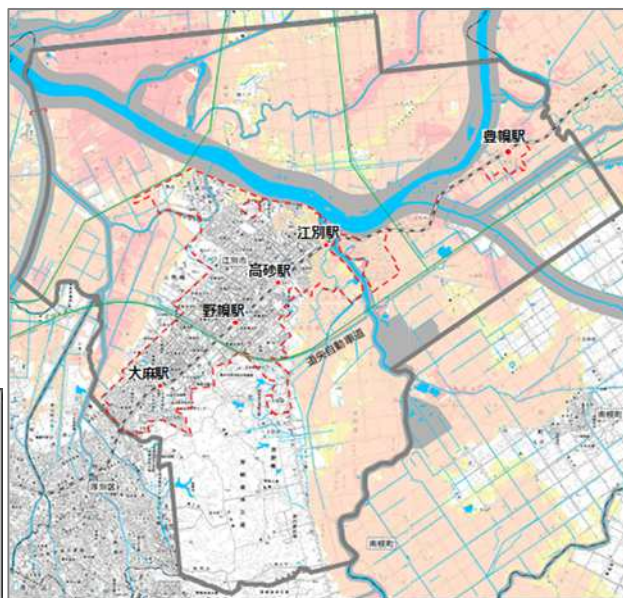


図 洪水浸水想定図（中頻度 1/30）

出典：札幌開発建設部 石狩川下流（本川・支川重ね図）洪水浸水想定区域図

④ 浸水深さ（低頻度 1/150）

低頻度（150年に1回の確率）の降雨では、市内の広い範囲で浸水が想定されます。

豊幌地区の市街化区域内は概ね3m未満の浸水が想定されています。江別地区では、千歳川の河岸など市街化区域内の一部に3m以上の浸水が想定されていますが、3m未満の区域が多くを占めます。

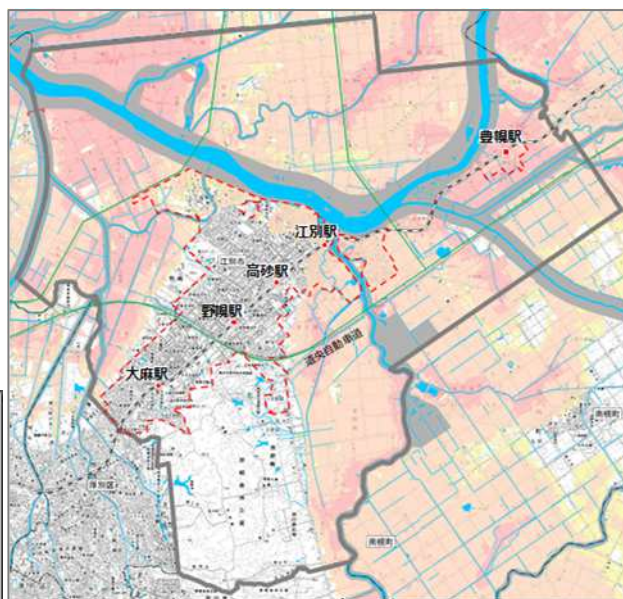


図 洪水浸水想定図（低頻度 1/150）

出典：札幌開発建設部 石狩川下流（本川・支川重ね図）洪水浸水想定区域図



5 都市構造分析の指標

評価分野	評価指標	(概 要)	単位	利用データ		算出方法	
①生活利便性	日常生活サービスの徒歩圏充足率	以下の「医療施設」、「福祉施設」、「商業施設」及び「基幹的公共交通路線」を徒歩圏で享受できる市民の割合	%	以下に示す医療、福祉、商業、公共交通のデータ		各施設の徒歩圏の全てが重複するエリアに居住する人口を都市の総人口で除して算出（徒歩圏；バス停は 300m、その他は 800m）	
	生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率	生活サービス施設の徒歩圏に居住する人口の総人口に占める比率 医療施設：内科又は外科を有する病院・診療所 福祉施設：通所系、訪問系施設及び小規模多機能施設 商業施設：専門・総合スーパー、百貨店	%	医療	国土数値情報 医療施設（病院・診療所で内科または外科を有する施設）	医療施設から半径 800m の圏域内人口を都市の総人口で除して算出	
				福祉	（公共介護施設）国土数値情報の施設分類の通所系施設（細区分 101、112、113）		福祉施設から半径 800m の圏域内人口を都市の総人口で除して算出
					（民間介護施設）厚生労働省 介護サービス情報公開システム		
				商業	商業統計メッシュ（専門スーパー、総合スーパー、百貨店のあるメッシュ）	商業施設を有するメッシュの中心から半径 800m の圏域内人口を都市の総人口で除して算出	
	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	基幹的公共交通路線の鉄道駅、バス停の徒歩圏に居住する人口の総人口に占める比率 基幹的公共交通路線：日 30 本以上のサービス水準を有する鉄道路線、バス路線	%	「鉄道軌道駅別運行本数データ」		運行頻度が片道 30 本/日以上のサービス水準を有する鉄道駅又はバス停の徒歩圏（鉄道については半径 800m、バス停については半径 300m）に居住する人口を都市の総人口で除して算出	
				国土数値情報 「鉄道データ」 国土数値情報 「バス停留所データ」			
	公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合		%	住宅・土地統計調査 都道府県編「最寄交通機関までの距離別住宅数」		市町村別の最寄交通機関までの距離別住宅数の総数に占める、駅まで 1km 圏内、もしくはバス停まで 200m 圏内の住宅数の割合	
	市民一人当たりの自動車総走行台キロ		台キロ/日	道路交通センサス		乗用車の市区町村別自動車走行台キロ（台キロ/日）を都市の総人口で除して算出	
	通勤・通学時のバス分担率		%	H22 国勢調査		利用交通手段が 1 種類で「乗合バス」または「勤め先・学校のバス」の割合	
公共交通沿線地域の人口密度		人/ha	国土数値情報 「鉄道データ」 国土数値情報 「バス停留所データ」		鉄道駅から半径 800m、及びバス停から半径 300m の圏域に該当するメッシュについてそれぞれの人口密度を算出してその平均値を算出		

第 1 章

はじめに

第 2 章

江別市の現状と課題

第 3 章

基本的な方針

第 4 章

防災指針

第 5 章

居住誘導区域の設定

第 6 章

都市機能誘導区域の設定

第 7 章

誘導施設の設定

第 8 章

誘導施設策

第 9 章

届出制度

第 10 章

目標値と計画の評価

資料編



第1章	はじめに
第2章	江別市の現状と課題
第3章	基本的な方針
第4章	防災指針
第5章	居住誘導区域の設定
第6章	都市機能誘導区域の設定
第7章	誘導施設の設定
第8章	誘導施策
第9章	届出制度
第10章	目標値と計画の評価
資料編	

評価分野	評価指標	単位	利用データ	算出方法
②健康・福祉	高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合	%	住宅・土地統計調査 都道府県編「最寄医療機関までの距離別住宅数」	市町村別の最寄医療機関までの距離別住宅数の総数に占める 500m 以上の住宅数の割合
	高齢者福祉施設の 1km 圏域高齢人口カバー率 ※高齢者福祉施設の対象範囲は、上述の福祉施設に同じ。	%	上記「福祉施設」のデータ	高齢者福祉施設の半径 1km(※)圏域の 65 歳以上人口を、都市の 65 歳以上総人口で除して算出 ※市街化区域等の面積を区域内公立中学校数で除した平均中学校区面積を円で表した場合の半径
	保育所の徒歩圏 0～4 歳人口カバー率	%	国土数値情報 「保育所」	保育所の半径 800m 圏域の 0～4 歳人口を、都市の 0～4 歳総人口で除して算出
	一人あたり後期高齢医療費	千円	厚生労働省 医療費の地域差分析	後期高齢者医療制度 一人当たり実績医療費
	歩道整備率	%	道路交通センサス	歩道が設置された道路延長を一般道路実延長で除して算出
	高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	%	住宅・土地統計調査 都道府県編「最寄公園までの距離別住宅数」	市町村別の最寄公園までの距離別住宅数の総数に占める 500m 以上の住宅数の割合
	市民一人あたりの交通事故死亡者数	人	(財)交通事故総合分析センター 全国市区町村別交通事故死者数	1 万人あたり死者数
	最寄り緊急避難場所までの平均距離	m	住宅・土地統計調査 都道府県編「最寄の緊急避難場所までの距離別住宅数」	最寄の緊急避難場所までの距離帯別住宅数に、距離帯の中間値を乗じた値を合計し、住宅総数で除して算出
	避難施設数	箇所	国土数値情報 避難施設データ	地域防災計画等に掲載されている避難施設の数
	洪水浸水想定区域	ha	国土数値情報 洪水浸水想定区域データ	洪水浸水想定区域の面積
	空き家率	%	住宅・土地統計調査	空き家数（その他住宅）を住宅総数で除して算出
	都市全域の小売商業床面積あたりの売上高(小売商業床効率)	万円 /㎡	経済センサスー活動調査 卸売業・小売業に関する集計 産業編(市区町村表)	都市全域における小売業の年間商品販売額を小売業の売場面積で除して算出
	市街化区域等における小売商業床効率	万円 /㎡	H26 商業統計メッシュ (500m)	市街化区域内に該当するメッシュにおける小売業の年間商品販売額を小売業の売場面積で除して算出
	住宅地の平均地価	円/㎡	地価公示、公示価格	地価公示、都道府県地価調査のうち、住宅地の市町村別の平均地価を算出
	インフラ整備に対する一人あたりの歳出額	千円	総務省 市町村別決算状況調	歳出決算総額を都市の総人口で除して算出

財政力指数	—	統計で見る市区町村のすがた、または、総務省地方公共団体の主要財政指標一覧「財政力指数」	財政力指数
市民一人当たり税収額 (個人市民税、固定資産税)	千円	統計で見る市区町村のすがた 「市町村民税」、「固定資産税」	市町村民税及び固定資産税の総額を都市の総人口で除して算出
市民一人当たりの自動車 CO2 排出量	t-CO2/年	(自動車走行台キロ) H27 道路交通センサス (台キロあたりガソリン消費量) 国土交通白書	小型車の自動車交通量(走行台キロ/日)に、実走行燃費を除いて燃料消費量を求め、燃料別 CO2 排出係数(ガソリン)を乗じて、年換算して CO2 排出量を算出



6 都市計画マスタープランの全体構想方針図

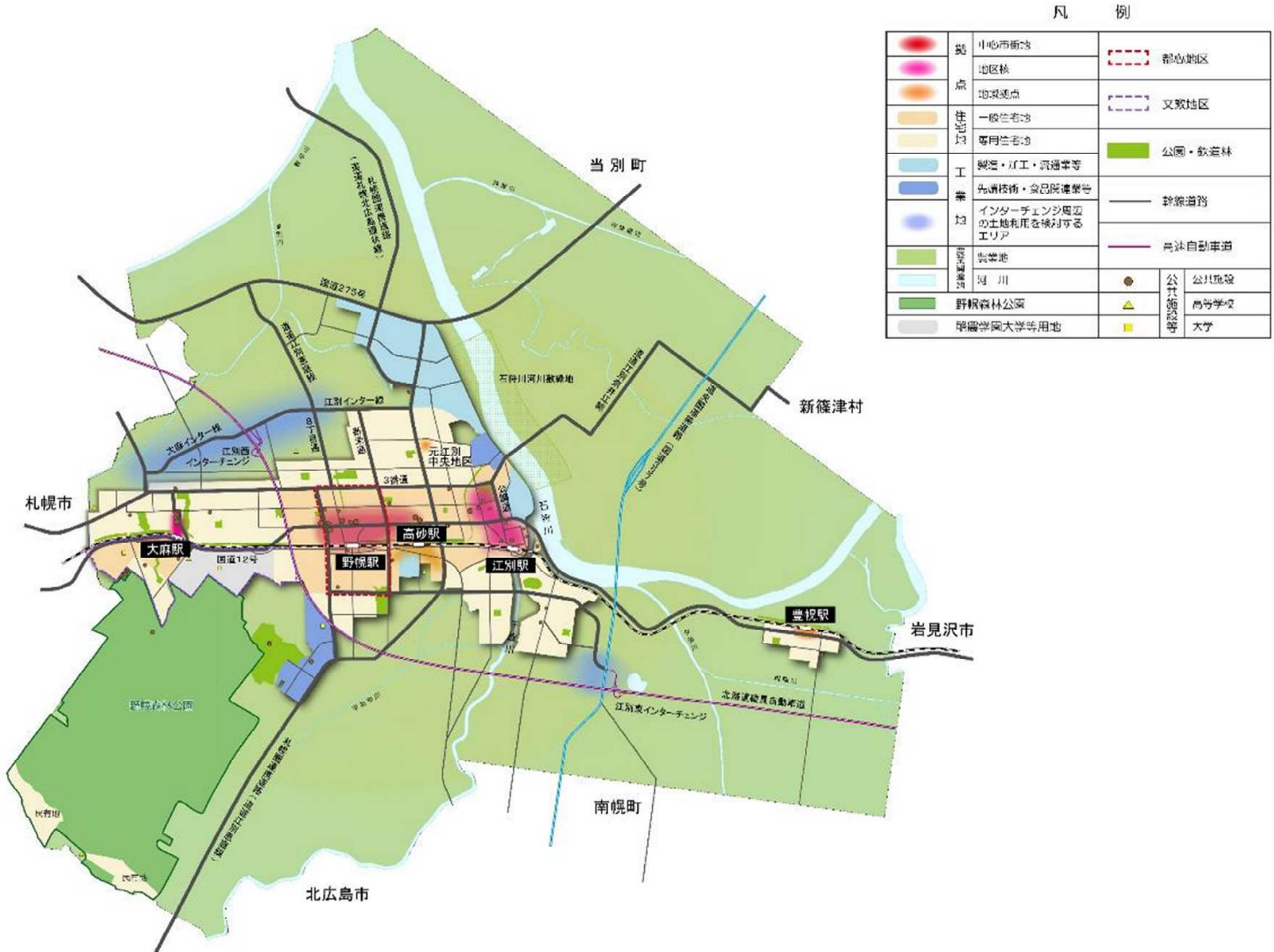


図 土地利用の方針図

第1章	はじめに
第2章	江別市の現状と課題
第3章	基本的な方針
第4章	防災指針
第5章	居住誘導区域の設定
第6章	都市機能の誘導区域の設定
第7章	誘導施設の設定
第8章	誘導施策
第9章	届出制度
第10章	目標値と計画の評価
資料編	

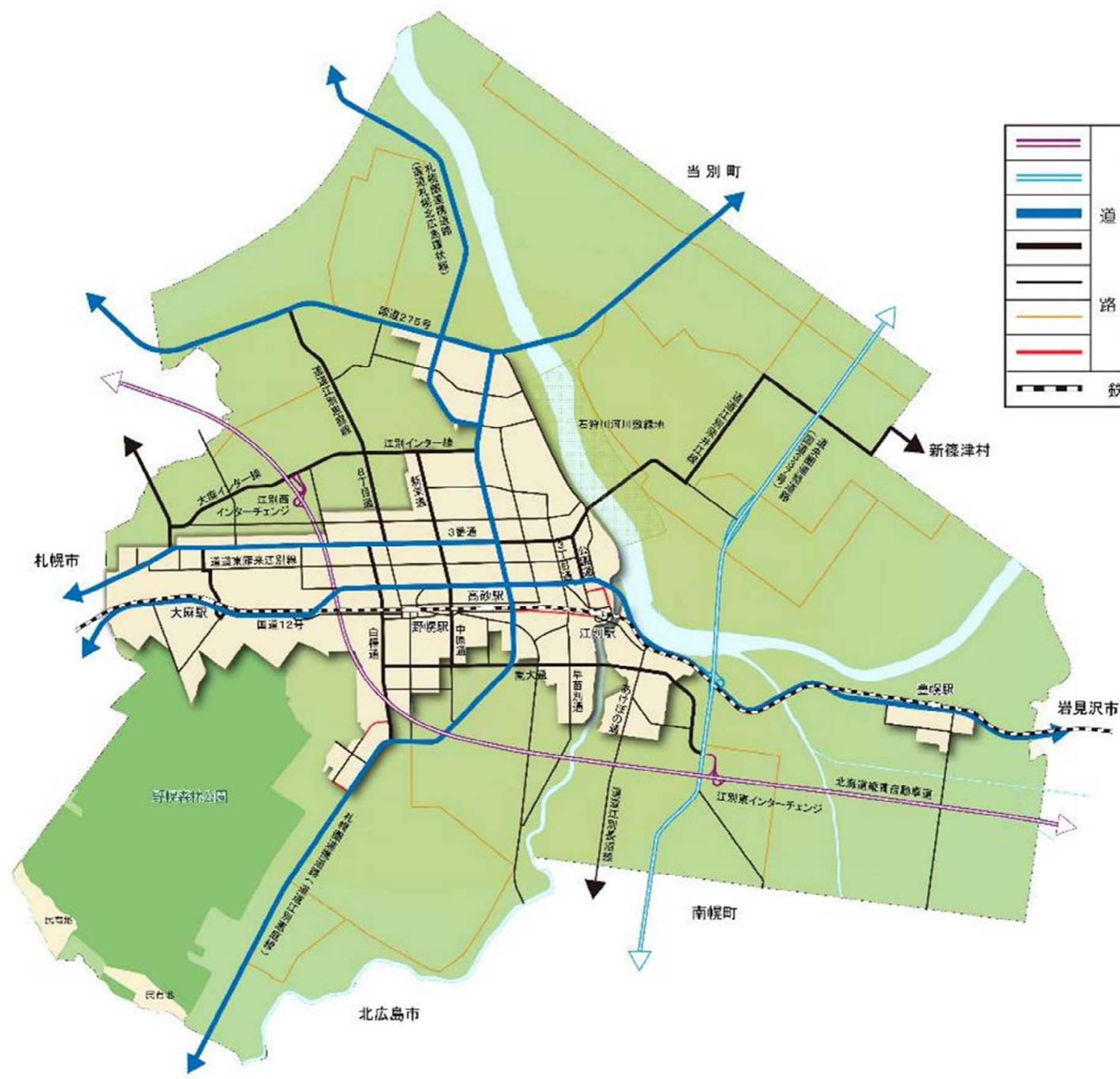


図 道路網の方針図



図 歩行系道路・都市計画公園緑地の方針図

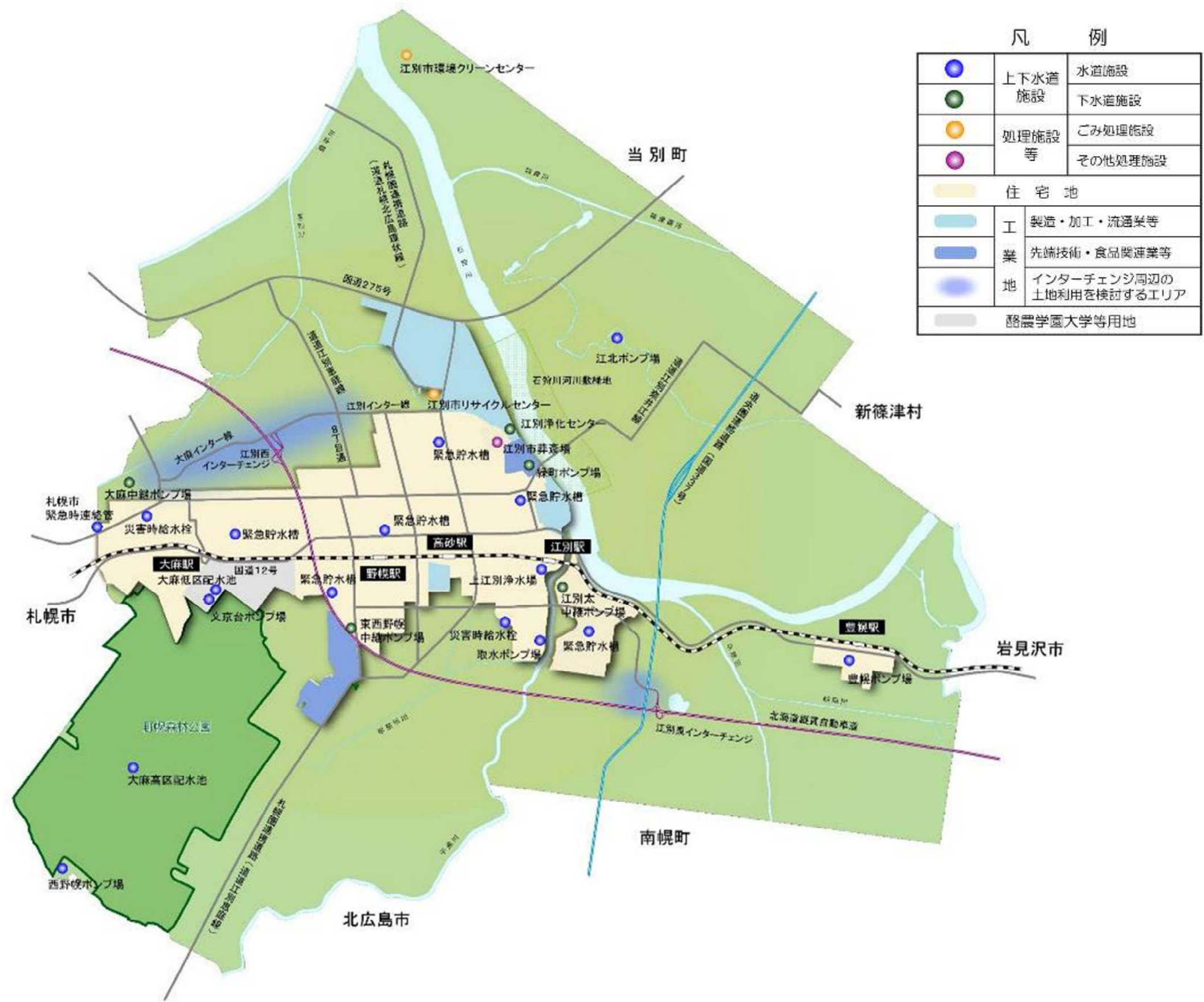


図 上下水道・処理施設の方針図

第1章	はじめに
第2章	江別市の現状と課題
第3章	基本的な方針
第4章	防災指針
第5章	居住誘導区域の設定
第6章	都市機能の誘導区域の設定
第7章	誘導施設の設定
第8章	誘導施策
第9章	届出制度
第10章	目標値と計画の評価
資料編	

資料編

7 持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標1【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の
貧困を終わらせる



目標2【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障
及び栄養の改善を実現し、
持続可能な農業を促進する



目標3【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い
教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、
すべての女性及び女児の
エンパワーメントを行う



目標6【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する



目標7【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的なエネルギーへの
アクセスを確保する



目標8【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての
人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある
人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9【インフラ、産業化、イノベーション】

強靱（レジリエント）なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進
及びイノベーションの推進を図る



目標10【不平等】

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で
持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する



目標13【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる



目標14【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を
保全し、持続可能な形で利用する



目標15【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の
推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への
対処ならびに土地の劣化の阻止・
回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会
を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを
提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任
のある包摂的な制度を構築する



目標17【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を
強化し、グローバル・パートナーシップを
活性化する

出典：外務省パンフレット（持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組）

